

周易正義訓讀 — 坎卦・離卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称）
 - ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称）
 - ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

坎下

習坎、「坎」、險陷之名也。「習」謂便習之。

「疏」正義曰、「坎」是險陷之名。「習」者、便習之義。險難之事、非經便習、不可以行。故須便習於坎事、乃得用、故云「習坎」也。案諸卦之名、皆於卦上不加其字。此坎卦之名特加「習」者、以坎爲險難、故特加「習」名。「習」有二義。一者習重也、謂上下俱坎、是重疊有險、險之重疊、乃成險之用也。二者人之行險、先須便習其事、乃可得通、故云「習」也。

「案諸卦之名案自此至故云習也」 [阮校] 錢本在「行有尚也」下。

「一者人之行險」 [阮校] 閩・監・毛本同。錢本・宋本「一」作「二」是也。

◎單疏本・廣大本・足利八行本も「二」字に作る。

「先須便習其事」 ◎阮刻本は「便」字を「使」字に誤刻する。

習坎、「坎」は險陷の名なり。「習」は之れに便習するを謂ふ。「疏」正義に曰はく、「坎」は是れ險陷〔危険に陥る〕の名なり。「習」とは、便習〔なれる〕の義なり。險難の事は、便習を経るに非ざれば

ば、以て行くべからず。故に坎事に便習するを須^まちて、乃^{はじめ}て用ふるを得、故に「習坎」と云ふなり。

諸卦の名を案ずるに、皆な卦の上に於いて其の字を加へず。此の〈坎〉卦の名に特に「習」を加ふるは、〈坎〉は險難爲るを以て、故に特に「習」の名を加ふ。「習」に二義有り。一は習重なり、上下俱に〈坎〉なるを謂ひ、是れ重疊して險有り、險の重疊は、乃ち險の用を成すなり。二は人の險を行ふは、先づ其の事を便習するを須^まちて、乃^{はじめ}て通ずるを得べし、故に「習」と云ふなり。

有孚。維心亨。

〔剛正在内、「有孚」者也。陽不外發而在乎内、「心亨」者也。〕

〔疏〕「有孚維心亨」。

○正義曰、「有孚」者、孚信也、由剛正在内、故有信也。「維心亨」者、陽不外發而在於内、是「維心亨」、言心得通也。

○注「剛正在内」至「心亨者也」。

○正義曰、「剛正在内」者、謂陽在中也。内心剛正、則能有誠信、故云「剛正在内、有孚者也、陽不外發而在乎内、心亨者也」。若外陽内陰、則内心柔弱、故不得亨通。今以陽在於内、陽能開通、故維其在心之亨也。

〔亨信也〕 ◎阮刻本は「孚」字を「亨」字に誤刻する。

〔陽不外發而在於内〕 ◎阮刻本は「外發」を「發外」に転倒する。

〔因心剛正〕 阮校 闕・監・毛本同。錢本・宋本「因」作「内」。◎單疏本

・廣大本・足利八行本も「内」字に作る。これが正しい。

孚有り。維れ心亨る。

〔剛正内に在るは、「孚有る」者なり。陽外に發せずして内に在るは、「心亨る」者なり。〕

〔疏〕「有孚維心亨」。

○正義に曰はく、「孚有り」とは、「孚」は信なり、剛正内に在るに由り、故に信有るなり。「維れ心亨る」とは、陽外に發せずして内に在るは、是れ「維れ心亨る」にて、心通ずるを得るを言ふなり。

○注の「剛正在内」より「心亨者也」に至るまで。

○正義に曰はく、「剛正内に在り」とは、陽中に在るを謂ふなり。内心剛正なれば、則ち能く誠信有り、故に「剛正内に在るは、孚有る者なり、陽外に發せずして内に在るは、心亨る者なり」と云ふ。若し外陽内陰なれば、則ち内心は柔弱なり、故に亨通するを得ず。今陽の内に在るを以て、陽能く開通す、故に維れ其の心の亨るに在ることなり。

行有尚。

〔内亨外闡、内剛外順。以此行險、「行有尚」也。〕

〔疏〕「行有尚」。

○正義曰、内亨外闡、内剛外柔。以此行險、事可尊尚、故云「行有尚」也。

○注「内亨外闢」至「行有尚也」。

○正義曰、「内亨外闢」者、内陽故内亨、外陰故外闢。以亨通之性、而往詣陰闢之所、能通於險、故行可貴尚也。

「而往謂陰闢之所」**阮校**「補」毛本「謂」作「詣」。案「詣」字是也。

形近之譌。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「詣」字に作る。

行けば尚ぶ有り。

「内は亨り外は闢く、内は剛にして外は順ふ。此を以て險を行くは、「行けば尚ぶ有る」なり。」

「疏」「行有尚」。

○正義に曰はく、内は亨り外は闢く、内は剛にして外は柔なり。此を以て險を行くは、事尊尚すべし、故に「行けば尚ぶ有る」と云ふなり。

○注の「内亨外闢」より「行有尚也」に至るまで。

○正義に曰はく、「内は亨り外は闢し」とは、内は陽なるが故に内は亨り、外は陰なるが故に外は闢し。亨通の性にして、往きて陰闢の所に詣り、能く險に通ずるを以て、故に行けば貴尚すべきなり。

彖曰、「習坎」、重險也。

「坎以險爲用、故特名曰「重險」。言「習坎」者、習乎重險也。」
「疏」「彖曰習坎重險也」。

○正義曰、釋「習坎」之義。言「習坎」者、習行重險。險難也。若險難不重、不爲至險、不須便習、亦可濟也。今險難既重、是險之甚

者、若不便習、不可濟也。故注云「習坎者、習重險也」。

○注「坎以險爲用」至「習乎重險也」。

○正義曰、「言習坎者、習乎重險也」者、言人便習於「坎」、止是便習重險。便習之語以釋「習」名。兩「坎」相重、謂之「重險」、又當

「習」義。是「習」之名、有此兩義。

「習重乎險也」**阮校**閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「重乎」

作「乎重」。◎足利八行本も「習乎重險也」に作る。

彖に曰はく、「習坎」は、重險なり。

「坎」は險を以て用と爲す、故に特に名づけて「重險」と曰ふ。

「疏」「習坎」と言ふは、重險に習ふなり。」

○正義に曰はく、「習坎」の義を釋す。「習坎」と言ふは、重險を行ふことを習ふなり。「險」は難なり。若し險難重ならずんば、至險と爲らず、便習を須ひざるも、亦た濟るべきなり。今險難既に重なるは、是れ險の甚しき者、若し便習せずんば、濟るべからざるなり。故に注に「習坎とは、重險に習ふなり」と云ふ。

○注の「坎以險爲用」より「習乎重險也」に至るまで。

○正義に曰はく、「習坎」と言ふは、重險に習ふなり」とは、言ふこゝろは人「坎」に便習するは、止だ是れ重險に便習するのみ。便習の語は以て「習」の名を釋す。兩「坎」相ひ重なる、之れを「重險」と謂ふは、又た「習」義に當たる。是れ一「習」の名に、此の兩義

有り。

有り。

有り。

水流而不盈、行險而不失其信。

〔險峭之極〕、故水流而不能盈也。處至險而不失剛中、「行險而不失其信」者、「習坎」之謂也。〕

〔疏〕「水流而不盈」至「不失其信」。

○正義曰、此釋「重險」「習坎」之義。「水流而不盈」、謂險陷既極、坑阱特深、水雖流注、不能盈滿、言險之甚也。此釋「重險」之義也。

「行險而不失其信」、謂行此至險、能守其剛中、不失其信也。此釋「習坎」及「有孚」之義也。以能便習於險、故守剛中、「不失其信」也。

○注「險峭之極」至「習坎之謂也」。

○正義曰、「險峭之極、故水流而不能盈」者、若淺岸平谷、則水流有可盈滿。若其崖岸險峻、澗谷泄漏、是水流不可盈滿、是險難之極也。

〔險峭之釋〕
〔阮校〕岳本・閩・監・毛本「釋」作「極」是也。古本下有「也」字。○阮刻本の誤刻。「極」字が正しい。

〔習坎之謂也〕
〔阮校〕閩・監・毛本同。岳本末本「坎」作「險」。古一本作「其信習險謂也」、一本作「信習險之謂也」。○足利八行本は「險」

字に作るが、今は改めない。
〔此釋重險之義也〕
○阮刻本は「此」字を誤脱する。

水は流れて盈たず、險を行きて其の信を失はず。

〔險峭の極なり、故に水は流れて盈たず能はざるなり。至險に處りて剛中を失はず、「險を行きて其の信を失はざる」は、「習坎」を之れ謂ふなり。〕

〔疏〕「水流而不盈」より「不失其信」に至るまで。

○正義に曰はく、此れ「重險」「習坎」の義を釋す。「水は流れて盈たず」とは、險陷既に極まり、坑阱〔おとしあな〕特に深く、水流注すと雖も、盈滿する能はざるを謂ひ、險の甚しきを言ふなり。此れ「重險」の義を釋するなり。

「險を行きて其の信を失はず」とは、此の至險を行きて、能く其の剛中を守り、其の信を失はざるを謂ふなり。此れ「習坎」及び「有孚」の義を釋するなり。能く險を便習するを以て、故に剛中を守り、「其の信を失はざる」なり。

○注の「險峭之極」より「習坎之謂也」に至るまで。

○正義に曰はく、「險峭の極なり、故に水は流れて盈たず能はず」とは、若し淺岸平谷なれば、則ち水は流れて盈滿すべきこと有り。若し其れ崖岸は險峻、澗谷は泄漏なるは、是れ水は流れて盈滿すべからず、是れ險難の極なり。

〔維心亨〕、乃以剛中也。「行有尚」、往有功也。

〔便習於「坎」而之「坎」地、盡坎之宜、故往必有功也。〕

〔疏〕正義曰、「維心亨、乃以剛中也」者、釋「維心亨」義也。以剛在於中、故維得心亨也。「行有尚、往有功」者、此釋「行有尚」也。既便習於坎、而往之險地、必有其功、故云「行有尚、往有功也」。

「維れ心亨る」は、乃ち剛中を以てなり。「行けば尚ぶこと有る」は、往きて功有るなり。

〔「坎」に便習して「坎」地に之き、「坎」の宜を盡くす、故に往

けば必ず功有るなり。」

「疏」正義に曰はく、「維れ心亨るは、乃ち剛中を以てなり」とは、「維れ心亨る」の義を釋するなり。剛を以て中に在り、故に維れ心の亨るを得るなり。「行けば尚ぶこと有るは、往きて功有り」とは、此れ「行けば尚ぶこと有る」を釋するなり。既に坎に便習して、險地に往之〔ゆく〕し、必ず其の功有り、故に「行けば尚ぶこと有るは、往きて功有るなり」と云ふ。

天險不可升也。

〔不可得升、故得保其威尊。〕

「疏」正義曰、此已下廣明險之用也。言天之爲險、懸邈高遠、不可升上、此天之險也。若其可升、不得保其威尊、故以「不可升」爲「險」也。

天の險は升るべからざるなり。

〔升るを得べからず、故に其の威尊を保つを得。〕

「疏」正義に曰はく、此れ已下は廣く險の用を明らかにするなり。言ふところは天の險爲る、懸邈はるかに高遠、升上すべからざるは、此れ天の險なり。若し其れ升るべくんば、其の威尊を保つを得ず、故に「升るべからざる」を以て「險」と爲すなり。

地險山川丘陵也。

〔有山川丘陵、故物得以保全也。〕

「疏」正義曰、言地以山川丘陵而爲險也。故使地之所載之物保守其全。若无山川丘陵、則地之所載之物失其性也。故地以山川丘陵而爲險也。

〔故物得以保全也〕

〔阮校〕 岳本・閩・監・毛本同。足利本「以」作「其」。

◎足利八行本は「以」字に作る。

地の險は山川丘陵なり。

〔山川丘陵有り、故に物得て以て保全するなり。〕

「疏」正義に曰はく、言ふところは地は山川丘陵を以てして險と爲すなり。故に地の載する所の物をして其の全きを保守せしむ。若し山川丘陵无くんば、則ち地の載する所の物は其の性を失ふなり。故に地は山川丘陵を以てして險と爲すなり。

王公設險以守其國。

〔國之爲衛、恃於險也。言自天地以下、莫不須險也。〕

「疏」正義曰、言王公法象天地、固其城池、嚴其法令、以保其國也。

王公は險を設けて以て其の國を守る。

〔國の衛まもを爲すは、險を恃むなり。天地より以下、險を須またざる莫きを言ふなり。〕

「疏」正義に曰はく、王公は天地を法象し、其の城池を固くし、其の法令を嚴きびしくし、以て其の國を保つを言ふなり。

險之時用大矣哉。

〔非用之常、用有時也。〕

〔疏〕正義曰、言天地已下、莫不須險。險難＊有時而用、故其功盛大矣哉。

○注「非用」至「有時也」。

○正義曰、若「天險」・「地險」不可暫无。此謂人之設險、用有時也。

若化洽平治、内外輯睦、非用險也。若家國有虞、須設險防難、是「用有時」也。

〔險雖有時而用〕

〔阮校〕閔・監・毛本同。宋本「雖」作「難」是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「難」字に作る。

〔非用至有時也〕 ◎阮刻本は「非國之常用有時也」に誤刻する。單疏本・廣大本・足利八行本に従う。

險の時用は大いなるかな。

〔用ふることの常に非ず、用ふるに時有るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、言ふところは天地より已下、險を須＊たざるは莫し。險難は時有りて用ふ、故に其の功は盛大なるかな。

○注の「非用」より「有時也」に至るまで。

○正義に曰はく、「天險」・「地險」の若＊きは暫くも无＊くんばあるべからず。此れ人の險を設くるをや、用ふるに時有るを謂ふなり。若＊し化＊洽＊平＊治＊し、内外輯睦するときは、險を用ふるに非ざるなり。

若し家國に虞有らば、須らく險を設け難を防ぐべきは、是れ「用ふるに時有る」なり。

象曰、水洊至、習坎。

〔重險懸絶、故「水洊至」也。不以「坎」爲隔絶、相仍而至、習乎「坎」也。〕

〔疏〕正義曰、重險懸絶、其水不以險之懸絶、水亦相仍而至、故謂爲「習坎」也。以人之便習於「坎」、猶若水之洊至、水不以險爲難也。

〔水亦相而至〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、阮刻本の「仍」字を「仍」字に改める。

象に曰はく、水洊＊に至るは、習坎なり。

〔重險懸絶す、故に「水洊＊に至る」なり。「坎」を以て隔絶を爲さず、相ひ仍りて至るは、「坎」に習へばなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、重險懸絶し、其の水險の懸絶を以てせず、水も亦た相ひ仍りて至る、故に謂ひて「習坎」と爲すなり。人の「坎」に便習するを以て、猶ほ水の洊＊に至るが若く、水は險を以て難と爲さざるなり。

君子以常德行、習教事。

〔至險未夷、教不可廢、故以常德行而習教事也。「習於坎」、然後乃能不以險難爲困、而德行不失常也。故則夫「習坎」、以常德行而習教事也。〕

〔疏〕正義曰、言君子當法此、便習於坎、不以險難爲困。當守德行而

習其政教之事。若能習其教事、則可便習於險也。

〔當守德行〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。宋本「當」作「常」。

〔險陷之極〕 〔阮校〕 岳本・閩・監・毛本同。古本「陷」作「欲」。

君子 以て德行を常にし、教事を習ふ。

〔至險 未だ夷たいひらかならざるも、教は廢すべからず、故に以て德行を常にして教事を習ふなり。坎に習ひ、然る後に乃て能く險難を以て困と爲さずして、德行常を失はざるなり。故に夫の「習坎」に則り、以て德行を常にして教事を習ふなり〕

〔疏〕正義に曰はく、言ふところは君子は當に此に法り、坎を便習し、險難を以て困と爲さざるべし。當に德行を守りて其の政教の事を習ふべし。若し能く其の教事を習はば、則ち險に便習すべきなり。

初六、「習坎」、入於坎窞、凶。

〔「習坎」者、習爲險難之事也。最處坎底、入坎窞者也。處重險而復入坎底、其道「凶」也。行險而不能自濟、「習坎」而入坎窞、失道而窮在坎底、上无應援可以自濟、是以「凶」也。〕

〔疏〕正義曰、既處坎底、上无應援、是習爲險難之事、无人應援、故入於坎窞而至凶也。以其失道、不能自濟、故象云「失道凶」也。

初六は、坎に習ひて、坎窞に入る、凶なり。

〔「習坎」とは、險難の事を爲すに習ふなり。最も「坎」の底に處り、坎窞〔穴の底〕に入る者なり。重險に處りて復た坎底に入

り、其の道は「凶」なり。險を行きて自ら濟る能はず、「坎に習ひて」坎窞に入り、道を失ひて窮まり「坎」の底に在り、上に應援して以て自ら濟るべき無し、是を以て「凶」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、既に「坎」の底に處り、上に應援无きは、是れ險難の事を爲すに習ひ、人の應援する無し、故に坎窞に入りて凶に至るなり。其の道を失ひ、自ら濟る能はざるを以て、故に「象」に「道を失ひて凶」と云ふなり。

象曰、「習坎」入「坎」、失道凶也。

象に曰はく、「坎に習ひ」て「坎」に入るは、道を失ひて凶なり。

九二、坎有險。求小得。

〔履失其位、故曰「坎」。上无應援、故曰「有險」。坎而有險、未能出險之中也。處中而與初三相得、故可以「求小得」也。初三未足以爲援、故曰「小得」也。〕

〔疏〕正義曰、「坎有險」者、履失其位、故曰「坎」也。上无應援、故曰「有險」。既在坎難而又遇險、未得出險之中、故象云「未出中」也。

〔「求小得」者、以陽處中、初三來附、故可以「求小得」也。初三柔弱、未足以爲大援、故云「求小得」也。〕

九二は、坎に險有り。求めて小しく得。

〔履むこと其の位を失ふ、故に「坎」と曰ふ。上に應援無し、故に「險有り」と曰ふ。坎にして險有れば、未だ險の中より出づる能はざるなり。中に處りて初・三と相ひ得る、故に以て「求めて小しく得」べきなり。初・三は未だ以て援と爲すに足らず、故に「小しく得」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「坎に險有り」とは、履むこと其の位を失ふ、故に「坎」と曰ふなり。上に應援無し、故に「險有り」と曰ふ。既に坎難に在りて又た險に遇ひ、未だ險の中より出づるを得ず、故に〔象〕に「未だ中を出でず」と云ふなり。「求めて小しく得」とは、陽を以て中に處り、初・三來たり附く、故に以て「求めて小しく得」べきなり。初・三は柔弱なれば、未だ以て大援と爲すに足らず、故に「求めて小しく得」と云ふなり。

象曰、「求小得」、未出中也。

象に曰はく、「求めて小しく得」るは、未だ中を出でざればなり。

六三、來之坎坎。險且枕。「入於坎窞」。勿用。

〔既履非其位、而又處兩坎之間、出則之坎、居則亦坎、故曰「來之坎坎」也。「枕」者枕枝而^{*}不安之謂也。出則无之、處則不安、故曰「險且枕」也。來之皆坎、无所用之、徒勞而已。〕

〔疏〕正義曰、「來之坎坎」者、履非其位、而處兩坎之間、出之與居、

皆在於坎、故云「來之坎坎」也。「險且枕」者、「枕」、枕枝而^{*}不安之謂也。出則无應、所以險處則不安、故「且枕」也。「入於坎窞」者、出入皆難、故「入於坎窞」也。「勿用」者、不可出行。若其出行、終必无功、徒勞而已、故象云「終无功」也。

〔枕枝而^{*}不安之謂也〕

〔阮校〕閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本無

「枕」字。◎足利八行本にも「枕」字が無いが、疏文では單疏本廣

大本・足利八行本には「枕」字が有る。

〔勿用者不出行〕

〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本・宋本「不」下有「可」字。

◎單疏本・廣大本・足利八行本にも「可」字が有る。

六三は、來るも之くも坎坎たり。險にして且つ枕す。「坎窞に入る」。用ふる勿かれ。

〔既に履むこと其の位に非ず、而して又た兩〔坎〕の間に處り、出づれば則ち〔坎〕に之き、居れば則ち亦た〔坎〕なり、故に「來るも之くも坎坎たり」と曰ふなり。「枕」とは、枝を枕にして安からざるを之れ謂ふなり。出づれば則ち之く無く、處れば則ち安んずる無し、故に「險にして且つ枕す」と曰ふなり。來るも之くも皆な〔坎〕にして、之れを用ふる所無く、徒勞するのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「來るも之くも坎坎たり」とは、履むこと其の位に非ず、而して又た兩〔坎〕間に處り、出づると居ると、皆な〔坎〕に在り、故に「來るも之くも坎坎たり」と云ふなり。

〔險にして且つ枕す〕とは、「枕」は枝を枕にして安からざるを之れ謂ふなり。出づれば則ち應无きは、險に處れば則ち安からざる所

以なり、故に「且つ枕す」るなり。

「坎窞に入る」とは、出入皆な難し、故に「坎窞に入る」なり。「用ふる勿かれ」とは、出でて行くべからず。若し其れ出でて行かば、終に必ず功無く、徒勞なるのみ、故に（象）に「終に功無し」と云ふなり。

象曰、「來之坎坎」、終无功也。

象に曰はく、「來るも之くも坎坎たり」とは、終に功无きなり。

六四、樽酒簋貳、用缶。納約自牖。終无咎。

〔處重險而履正、以柔居柔、履得其位、以承於五、五亦得位、剛柔各得其所、不相犯位、皆无餘應、以相承比、明信顯著、不存外飾。處「坎」以斯、雖復一樽之酒、二簋之食、瓦缶之器、納此至約、自進於牖、乃可羞之於王公、薦之於宗廟、故「終无咎」也。〕

〔疏〕「象曰」至「自牖終无咎」。

○正義曰、「樽酒簋貳」者、處重險而履得其位、以承於五、五亦得位、剛柔各得其所、皆无餘應、以相承比、明信顯著、不假外飾。處「坎」以此、雖復一樽之酒、二簋之食、故云「樽酒簋貳」也。「用缶」者、既有「樽酒簋貳」、又用瓦缶之器、故云「用缶」也。「納約自牖、終无咎」者、納此儉約之物、從牖而薦之、可羞於王公、可薦於宗廟、

故云「終无咎」也。

「二簋之食」 ◎竊に案するに、この下に脱文が有るのではなからうか。

六四は、樽酒簋貳あり、缶を用ふ。約を納るるに牖よりす。終に咎無し。

〔重險に處りて正を履み、柔を以て柔に居り、履むこと其の位を得、以て五を承け、五も亦た位を得、剛柔各其の所を得、位を相ひ犯さず、皆な餘應無くして、以て相ひ承比し、信を明らかにすること顯著にして、外飾を存せず。〔坎〕に處るに斯を以てすれば、一樽の酒、二簋の食、瓦缶の器と雖復も、此の至約を納れ、自ら牖に進み、乃ち之れを王公に羞め、之れを宗廟に薦むべし、故に「終に咎无き」なり。〕

〔疏〕「象曰」より「自牖終无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「樽酒簋貳あり」とは、重險に處りて履むこと其の位を得、以て五を承け、五も亦た位を得、剛柔各其の所を得、皆な餘應無くして、以て相ひ承比し、信を明らかにすること顯著にして、外飾を假らず。〔坎〕に處るに此を以てすれば、一樽の酒、二簋の食と雖復もといふ（？）、故に「樽酒簋貳」と云ふなり。

「缶を用ふ」とは、既に「樽酒簋貳」有り、又た瓦缶の器を用ふ、故に「缶を用ふ」と云ふなり。

「約を納るるに牖よりす。終に咎無し」とは、此の儉約の物を納るるに、牖よりして之れを薦め、王公に羞むべく、宗廟に薦むべし、故に「終に咎無し」と云ふなり。

象曰、「樽酒簋貳」、剛柔際也。

〔剛柔相比而相親焉、「際」之謂也。〕

〔疏〕正義曰、釋「樽酒簋貳」義。所以一樽之酒、貳簋之食得進獻者、以六四之柔與九五之剛、兩相交際而相親、故得以此儉約而爲禮也。

象曰樽酒簋貳石經・岳本・閩・監・毛本同。釋文出象曰樽酒簋五字云一本更有貳字馭此則釋文與石經不合

象に曰はく、「樽酒簋貳」とは、剛柔際はるなり。

〔剛柔相比して相ひ親むは、「際はる」を之れ謂ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「樽酒簋貳」の義を釋す。一樽の酒・貳簋の食をば進獻するを得る所以は、六四の柔と九五の剛と、兩つながら相ひ交際して相ひ親しむを以て、故に此の儉約以てして禮と爲すを得ればなり。

九五、坎不盈、祗既平、无咎。

〔爲坎之主、而无應輔可以自佐、未能盈坎者也。坎之不盈、則險不盡矣。祗辭也。爲坎之主、盡平乃无咎、故曰「祗既平、无咎」也。説既平乃无咎、明九五未免於咎也。〕

〔疏〕正義曰、「坎不盈」者、爲坎之主、而无應輔可以自佐、險難未能盈坎、猶險難未盡也。故云「坎不盈」也。「祗既平、无咎」者、祗辭也、謂險難既得盈滿而平、乃得「无咎」。若坎未盈平、仍有咎也。

〔説既平乃无咎〕

〔阮校〕

岳本・閩・監・毛本同。古本「説」作「謂」。

九五は、坎盈たず、祗だ既に平らかなれば、咎無し。

〔坎〕の主と爲りて、應輔して以て自ら佐くる無く、未だ坎を盈たす能はざる者なり。坎の盈たざるは、則ち險は盡きず。「祗」は辭なり。〔坎〕の主と爲りて、盡く平らかなれば乃ち咎無し、故に「祗だ既に平らかなれば、咎無し」と曰ふなり。既に平らかなれば乃ち咎無きことを説き、九五の未だ咎を免かれざるを明らかにするなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「坎盈たず」とは、〔坎〕の主と爲りて、應輔して以て自ら佐くべきこと無く、險難未だ坎を盈たす能はず、猶ほ險難未だ盡きざるなり。故に「坎盈たず」と云ふなり。

「祗だ既に平らかなれば、咎無し」とは、「祗」は辭なり、險難既に盈滿して平らかなるを得て、乃「无咎き」を得るを謂ふ。若し坎未だ盈ち平らかならざれば、仍ほ咎有るなり。

象曰、「坎不盈」、中未大也。

〔疏〕正義曰、釋「坎不盈」之義。雖復居中而无其應、未得光大、所以坎不盈滿也。

〔中未大也〕

〔阮校〕

石經・岳本・閩・監・毛本同。集解「大」上有「光」字。案疏亦云「未得光大」。

象に曰はく、「坎盈たず」、中未だ大ならざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「坎盈たず」の義を釋す。中に居ると雖復も而

も其の應無く、未だ光大なるを得ざるは、坎の盈滿せざる所以なり。

上六、係用微纏、置於叢棘、三歳不得、凶。

〔險峭之極、不可升也。嚴法峻整、難可犯也。宜其囚執置于思過之地。三歳險道之夷也。險終乃反、故三歳不得自脩、三歳乃可以求復、故曰「三歳不得、凶」也。〕

〔疏〕正義曰、「係用微纏、置於叢棘」者、險峭之極、不可升上。嚴法峻整、難可犯觸。上六居此險峭之處、犯其峻整之威、所以被係用其微纏之繩。「置於叢棘」、謂囚執之處、以棘叢而禁之也。「三歳不得、凶」者、謂險道未終、三歳已來、不得其吉、而有凶也。險終乃反。若能自修、三歳後可以求復自新。故象云「上六失道、凶三歳也」。言失道之凶、唯三歳之後可以免也。

上六、係るに微纏を用ひ、叢棘に實き、三歳まで得ず、凶なり。

〔險峭の極は、升るべからざるなり。嚴法峻整なるは、犯すべきこと難きなり。宜なり其の囚執して思過〔反省〕の地に實くこと。三歳なれば、險道は之れ夷かなり。險終れば乃ち反る、故に三歳までは自ら脩むるを得ず、三歳にして乃て以て復するを求むべし、故に「三歳まで得ず、凶」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「係るに微纏を用ひ、叢棘に實く」とは、險峭の極は、升るべからざるなり。嚴法峻整なるは、犯觸すべきこと難し。上六此の險峭の處に居り、其の峻整の威を犯すは、係らるるに其の微纏の繩を用ふる所以なり。「叢棘に實く」とは、囚執の處

を謂ひ、棘叢〔いばらのしげみ〕を以てして之れを禁ずるなり。

「三歳まで得ず、凶なり」とは、險道未だ終らず、三歳已來、其の吉を得ずして、凶有るを謂ふなり。險終れば乃ち反る。若し能く自ら修むれば、三歳の後に以て復するを求めて自ら新たにすべし。故に（象）に「上六の道を失ふ、凶なること三歳なり」と云ふ。失道の凶は、唯だ三歳の後にして以て免るべきを言ふなり。

象曰、上六失道、凶三歳也。

象に曰はく、上六の道を失ふ、凶なること三歳なり。

☲ 離下
離上 離、利貞、亨。

〔離之爲卦、以柔爲正、故必貞而後乃亨。故曰「利貞、亨」也。〕
〔疏〕「離利貞亨」。

○正義曰、離麗也。麗謂附著也。言萬物各得其所附著處、故謂之「離」也。「利貞、亨」者、離卦之體、陰柔爲主、柔則近於不正、不正則不亨通、故利在行正、乃得亨通。以此故「亨」在「利貞」之下、故云「利貞、亨」。

○注「離之爲卦」至「利貞亨也」。
○正義曰、「離之爲卦、以柔爲正」者、二與五俱是陰爻、處於上下兩

卦之中、是以柔爲正。

離は、貞しきに利あり、亨る。

〔離〕の卦爲る、柔を以て正を爲す、故に必ず貞しくして而る後に乃て亨る。故に「貞しきに利あり、亨る」と曰ふなり。」

〔疏〕「離利貞亨」。

○正義に曰はく、「離」は麗（つく）なり。麗は附著するを謂ふなり。言ふところは萬物各おの其の附著する所の處を得、故に之れを「離」と謂ふなり。「貞しきに利あり、亨る」とは、〔離〕卦の體、陰柔をば主と爲し、柔なれば則ち不正に近く、不正なれば則ち亨通せず、故に利は正しきを行ふに在りて、乃て亨通するを得。此の故を以て「亨」は「利貞」の下に在り、故に「貞しきに利あり、亨る」と云ふ。

○注の「離之爲卦」より「利貞亨也」に至るまで。

○正義に曰はく、「〔離〕の卦爲る、柔を以て正を爲す」とは、二と五とは俱に是れ陰爻にして、上下兩卦の中に處るは、是れ柔を以て正を爲すなり。

畜牝牛、吉。

〔柔處於内而履正中、牝之善也。外強而内順、牛之善也。離之爲體、以柔順爲主者也。故不可以畜剛猛之物、而「吉」於「畜牝牛」也。〕

〔疏〕「畜牝牛吉」。

○正義曰、柔處於内而履正中、是牝之善者。外強内順、是牛之善者也。離之爲體、以柔順爲主、故畜養牝牛、乃得其吉。若畜養剛健、則不可也。此云「畜牝牛」、假象以明人事也。言離之爲德、須内順外強、而行此德則得吉也。若内剛外順、則反離之道也。

○注「柔處於内」至「畜牝牛也」。

○正義曰、「柔處於内而履正中、牝之善也」者、若柔不處於内、似婦人而預外事。若柔而不履正中、則邪僻之行、皆非牝之善也。若柔能處中、行能履正、是爲牝之善也。云「外強而内順、牛之善」者、若内外俱強、則失於猛害。若外内俱順、則失於劣弱。唯外強内順、於用爲善、故云「外強内順、牛之善也」。「離之爲體、以柔順爲主、故不可以畜剛猛之物」者、既以柔順爲主、若畜剛猛之物、則反其德、故不可畜剛猛而「畜牝牛」也。

〔似婦人而預外事〕**阮校** 閩本下衍「也」字。監・毛本亦有「也」字。「似」

作「以」。宋本作「似」、錢本作「以」。◎單疏本・廣大本・足利八行

本は「似」字に作る。

牝牛を畜ふ、吉なり。

〔柔内に處りて正中を履むは、牝の善なり。外は強くして内の順なるは、牛の善なり。〔離〕の體爲る、柔順を以て主と爲す者なり。故に以て剛猛の物を畜ふべからず、而して「吉」は「牝牛を畜ふ」に於いてするなり。〕

〔疏〕「畜牝牛吉」。

○正義に曰はく、柔内に處りて正中を履むは、是れ牝の善なる者なり。外は強くして内の順なるは、是れ牛の善なる者なり。〔離〕の體

爲る、柔順を以て主と爲す、故に牝牛を畜養して、乃ち其の吉を得。若し剛健を畜養すれば、則ち不可なり。

此に「牝牛を畜ふ」と云ふは、象を假りて以て人事を明らかにするなり。〈離〉の徳爲る、内順外強を須ちて、此の徳を行へば則ち吉を得るを言ふなり。若し内剛外順なれば、則ち〈離〉の道に反するなり。

○注の「柔處於内」より「畜牝牛也」に至るまで。

○正義に曰はく、「柔内に處りて正中を履むは、牝の善なり」とは、若し柔内に處らざれば、婦人にして外事に預るに似たり。若し柔にして正中を履まざれば、則ち邪僻の行ひにして、皆な牝の善に非ざるなり。若し柔能く中に處り、行ひ能く正を履むは、是れ牝の善爲るなり。

「外は強くして内の順なるは、牛の善なり」と云ふは、若し内外俱に強ければ、則ち猛害に失ふ。若し内外俱に順なれば、則ち劣弱に失ふ。唯だ外強内順のみ、用に於いて善を爲す、故に「外は強くして内の順なるは、牛の善なり」と云ふ。

「離」の體爲る、柔順を以て主と爲す、故に以て剛猛の物を畜ふべからず」とは、既に柔順を以て主と爲すに、若し剛猛の物を畜へば、則ち其の徳に反す、故に剛猛を畜ふべからずして「牝牛を畜ふ」なり。

象曰、離麗也。

〔麗猶著也。各得所著之宜。〕

〔疏〕正義曰、釋離卦之名。麗謂附著也。以陰柔之質、附著中正之位、得所著之宜、故云「麗」也。

象に曰はく、離は麗なり。

〔麗は猶ほ著のごときなり。各著く所の宜を得。〕

〔疏〕正義に曰はく、〈離〉卦の名を釋す。「麗」は附著を謂ふなり。陰柔の質を以て、中正の位に附著し、著く所の宜を得、故に「麗」と云ふなり。

日月麗乎天、百穀草木麗乎土。重明以麗乎正、乃化成天下。柔麗乎中正、故亨。是以「畜牝牛、吉」也。

〔柔著於中正、乃得通也。柔通之吉、極於「畜牝牛」、不能及剛猛也。〕

〔疏〕「日月麗乎天」至「是以畜牝牛吉也」。

○正義曰、「日月麗乎天、百穀草木麗乎土」者、此廣明附著之義。以柔附著中正、是附得宜、故廣言所附得宜之事也。「重明以麗乎正、乃化成天下」者、此以卦象、說離之功德也、并明「利貞」之義也。「重明」、謂上下俱離。「麗乎正」者、謂兩陰在内。既有重明之徳、又附於正道、所以「化成天下」也。然陰居二位、可謂爲正。若陰居五位、非其正位、而云「重明麗乎正」者、以五處於中正、又居尊位、雖非陰陽之正、乃是事理之正、故總云「麗於正」也。「柔麗乎中正、故亨。是以畜牝牛、吉」者、釋經「亨」義也、又總釋「畜牝牛、吉」也。

「柔麗於中正」、謂六五・六二之柔、皆麗於中。中則不偏、故云「中

正。以中正爲德、故萬事亨。以中正得通、故畜養牝牛而得吉也、以牝牛有中正故也。案諸卦之象、釋卦名之下、乃釋卦下之義、於後乃歎而美之。此象既釋卦名、即廣歎爲卦之美、乃釋卦下之義、與諸卦不例者、此乃夫子隨義則言、因文之便也。此既釋「離」名麗、因廣說日月草木所麗之事、然後却明卦下之義、更无義例。

「麗乎正也者」**阮校** 閩・監・毛本同。浦鏜云「也」當衍字。◎浦鏜說に従う。

「是以牝牛吉者」**阮校** 錢本・宋本同。閩・監・毛本「者」誤「言」。◎廣大本に従い「畜」字を補う。諸本みな誤脱する。

「故云柔麗乎中正」**阮校** 「補案」云柔麗乎「四字、毛本作「萬事亨以」是也。◎阮刻本の誤刻。諸本はみな毛本に同じ。

「有中正而柔順故離之象」**阮校** 「補案」而柔順故離「五字、毛本作「故也案諸卦」是也。◎阮刻本の誤刻。諸本はみな毛本に同じ

「此象既釋卦名」**阮校** 十行本「此象既釋卦」五字闕。閩・監・毛本如此。

下「例者此」三字、「麗因廣說日月草木所麗」十字、「義更无義例」五字並同。◎「補」今並依校補葉。

日月は天に麗き、百穀草木は土に麗く。重明以て正に麗き、乃ち天下を化成す。柔中正に麗く、故に亨る。是を以て「牝牛を畜ふ、吉」なり。

「柔は中正に著きて、乃て通ずるを得るなり。柔通ずるの吉は、牝牛を畜ふ」に極まり、剛猛に及ぼす能はざるなり。」

「疏」「日月麗乎天」至「是以畜牝牛吉也」。

◎正義に曰はく、「日月は天に麗き、百穀草木は土に麗く」とは、此

れ廣く附著の義を明らかにす。柔を以て中正に附著するは、是れ附すること宜を得、故に附する所宜を得るの事を廣く言ふなり。

「重明以て正に麗き、乃ち天下を化成す」とは、此れ卦の象を以て、〈離〉の功德を説き、并せて「利貞」の義を明らかにするなり。

「重明」とは、上下俱に〈離〉なるを謂ふ。「正に麗く」とは、兩陰内に在るを謂ふ。既に重明の徳有りて、又た正道に附くは、「天下を化成す」る所以なり。

然らば陰の二位に居るは、「正」と爲すと謂ふべし。若し陰五位に居れば、其の正位に非ざるに、而も「重明正に麗く」と云ふは、五の中正に處り、又た尊位に居るを以て、陰陽の正に非ずと雖も、乃ち是れ事理の正なり、故に總べて「正に麗く」と云ふなり。

「柔中正に麗く、故に亨る。是を以て牝牛を畜ふは、吉」とは、經の「亨」の義を釋し、又た總べて「牝牛を畜ふ、吉」を釋するなり。

「柔は中正に麗く」とは、六五・六二の柔、皆な中に麗くを謂ふ。中なれば則ち偏らず、故に「中正」と云ふ。中正を以て徳と爲す、故に萬事亨る。中正を以て通ずるを得、故に牝牛を畜養して吉を得るは、牝牛に中正有るを以ての故なり。

諸卦の〈象〉を案ずるに、卦名を釋するの下の、乃ち卦下の義を釋し、後に於いて乃ち歎じて之れを美む。此の〈象〉は既に卦名を釋し、即ち廣く歎じて卦の美を爲し、乃ち卦下の義を釋し、諸卦と例ならざるは、此は乃ち夫子義に隨ひて則ち言ひ、文の便に因ればなり。此に既に〈離〉を釋して麗と名づけ、因りて廣く日月草木の麗く所の事を説き、然る後に却て卦下の義を明らかにするにて、更

に義例無し。

象曰、明兩作、離。大人以繼明照於四方。

〔繼〕^{*}謂不絶也。明照相繼、不絶曠也。〕

〔疏〕正義曰、「明兩作、離」者、離爲日、日爲明。今有上下二離^{*}、故云「明兩作、離」也。案八純之卦、論象不同、各因卦體、事義隨文而發。乾・坤不論上下之體、直總云「天行健」、「地勢坤」、以天地之大、故總稱上下二體也。雷是連續之至、水爲流注不已、義皆取連續相因、故震云「洊雷」、坎云「洊至」也。風是搖動相隨之物、故云「隨風巽」也。山澤各自爲體、非相入之物、故云「兼山艮」、「麗澤兌」、是兩物各行也。今明之爲體、前後各照、故云「明兩作、離」、是積聚兩明、乃作於離。若一明暫絶、其離未久、必取兩明前後相續、乃得作離卦之美。故云「大人以繼明照於四方」、是繼續其明、乃照於四方。若明不繼續、則不得久爲照臨、所以特云「明兩作、離」、取不絶之義也。

〔繼謂不絶也明照相繼不絶曠也〕

〔阮校〕此注十行本止有「也明照也」四字、餘並闕。岳本如此。閩・監・毛本同。釋文「明照相繼」一本無「明

照」二字。○〔補〕今依校補葉。

〔今有上下二體故云明兩作離也〕

〔阮校〕錢本・宋本「體」作「離」。案十

行本「此文有上至故云」七字缺。閩・監・毛本如此。下「體事義隨文而發」七字、「摠稱」二字、「取連續相因」五字、「隨風巽」三字、「兩物」二字、「積聚兩明」四字並同。○〔補〕今並依校補葉。◎單疏本・廣大本・足利八行本「離」字に作る。

象に曰はく、明^{ふたたび}兩^{ふたたび}作^{おこ}るは、離なり。大人以て明を繼ぎて四方を照らす。

〔繼〕とは絶たざるを謂ふなり。明照すること相ひ繼ぎ、曠〔明〕を絶たざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「明^{ふたたび}兩^{ふたたび}作^{おこ}るは、離なり」とは、〔離〕を日と爲し、日を明と爲す。今上下の二〔離〕有り、故に「明^{ふたたび}兩^{ふたたび}作^{おこ}るは、離」と云ふなり。

八純の卦を案ずるに、象を論ずること同じからず、各々の卦體に因り、事義は文に隨ひて發す。〔乾〕・〔坤〕は上下の體を論ぜず、直だ總べて「天行は健」、「地勢は坤」と云ふのみなるは、天地の大なるを以て、故に上下二體を總稱するなり。「雷」は是れ連續の至りにて、水は流注を爲して已まざれば、義は皆な連續して相ひ因るに取る、故に〔震〕に「洊^{しきり}に雷あり」と云ひ、〔坎〕に「洊に至る」と云ふなり。「風」は是れ搖動して相ひ隨ふの物なり、故に「風に隨ふは巽」と云ふなり。山・澤は各自^{おのおの}體を爲し、相ひ入るの物に非ず、故に「兼るる山は艮」、「麗なる澤は兌」と云ふは、是れ兩物各^{おの}の行くなり。

今「明」の體爲る、前後各^{おの}の照らす、故に「明^{ふたたび}兩^{ふたたび}作^{おこ}るは、離なり」と云ふは、是れ兩明を積聚して、乃て〔離〕に作る。若し一明なれば暫くして絶え、其の〔離〕は未だ久しからず、必ず兩明前後相ひ續くを取りて、乃て〔離〕卦の美を作すを得。故に「大人以て明を繼ぎて四方を照らす」と云ふは、是れ其の明を繼續して、乃て四方を照らすなり。若し明繼續せざれば、則ち久しくは照臨

を爲すを得ず、特に「明ふたたびおこ」兩作ふたたびおこるは、離なり」と云ひ、不絶の義を取る所以なり。

初九、履錯然。敬之、无咎。

〔錯然〕者、警愼之貌也。處離之始、將進而盛、未在既濟、故宜慎其所履、以敬爲務、辟其咎也。〕

〔疏〕「初九履錯然敬之无咎」。

○正義曰、「履錯然」者、身處離初、將欲前進、其道未濟、故其所履踐、恆錯然敬愼、不敢自寧、故云「履錯然、敬之、无咎」。若能如此恭敬、則得避其禍而「无咎」。故象云「履錯之敬、以避咎也」。

○注「錯然者、警愼之貌也」至「辟其咎也」。

○正義曰、「錯然者警愼之貌」者、錯ま是警愼之狀、其心未寧、故「錯然」也。言「處離之始、將進而盛、未在既濟」者、「將進而盛」、謂將欲前進而向盛也。若位在於三、則得「既濟」。今位在於初、是未ま在「既濟」。謂功業未大、故宜愼其所履、恆須錯然避咎也。

〔是警愼之狀〕 阮校 閩・監・毛本同。宋本上有「錯」字。◎單疏本・廣

大本・足利八行本には「錯」字が有る。これが正しい。

初九は、履むこと錯然たり。之れを敬むときは、咎無し。

〔錯然〕とは、警愼の貌なり。〔離〕の始に處り、將に進みて盛んならんとして、未だ〔既濟〕に在らず、故に宜しく其の履む所を愼み、敬を以て務と爲し、其の咎を辟くべきなり。〕

〔疏〕「初九履錯然敬之无咎」。

○正義に曰はく、「履むこと錯然たり」とは、身は〔離〕の始に處り、將に前進せんと欲するも、其の道は未だ濟らず、故に其の履踐する所、恆に錯然として敬愼して、敢へて自らは寧んぜず、故に「履むこと錯然たり。之れを敬むときは、咎無し」と云ふ。若し能く此の如く恭敬すれば、則ち其の禍を避くるを得て「咎無し」。故に〔象〕に「履錯の敬は、以て咎を避くるなり」と云ふ。

○注の「錯然者警愼之貌也」より「辟其咎也」に至るまで。

○正義に曰はく、「錯然とは、警愼の貌なり」とは、「錯」は是れ警愼の狀なれば、其の心は未だ寧からず、故に「錯然たる」なり。〔離〕の始に處り、將に進みて盛んならんとして、未だ〔既濟〕に在らず」と言ふは、「將に進みて盛んならんとす」とは、將に前進して盛んなるに向かはんと欲するを謂ふなり。若し位三に在れば、則ち〔既濟〕を得ん。今位初に在るは、是れ未だ〔既濟〕に在らず。功業未だ大ならず、故に宜しく其の履む所を愼むべく、恆に須らく錯然として咎を避くべきを謂ふなり。

象曰、「履錯」之敬、以辟咎也。

象に曰はく、「履錯」の敬は、以て咎を辟くるなり。

六二、黃離、元吉。

〔居中得位、以柔處柔、履文明之盛而得其中、故曰「黃離、元吉」〕

也。」

「疏」正義曰、黃者中色、「離」者文明。居中得位而處於文明、故「元吉」也。故象云「得中道」、以其得中央黃色之道也。

六二は、黃離は、元吉なり。

〔中に居りて位を得、柔を以て柔に處り、文明の盛んなるを履みて其の中を得、故に「黃離は、元吉」と曰ふなり。〕

「疏」正義に曰はく、「黃」は中の色、「離」は文明なり。中に居りて位を得て文明に處る、故に「元吉」なり。故に（象）に「中道を得」と云ふは、其の中央の黄色の道を得るを以てなり。

象曰、「黃離、元吉」、得中道也。

象に曰はく、「黃離は、元吉」とは、中道を得ればなり。

九三、日昃之離。不鼓缶而歌、則大耋之嗟、凶。

〔嗟憂歎之辭也。處下離之終、明在將沒、故曰「日昃之離」也。

明在將終、若不委之於人、養志无爲、則至於耋老有嗟、凶矣、

故曰「不鼓缶而歌、則大耋之嗟、凶」也。〕

「疏」正義曰、「日昃之離」者、處下離之終、其明將沒、故云「日昃之離」也。「不鼓缶而歌、則大耋之嗟、凶」者、時既老耋、當須委事任人、自取逸樂。若不委之於人、則是不鼓擊其缶而爲歌、則至於大耋

老耄而咨嗟。何可久長。所以凶也。故象云「日昃之離、何可久也」。

「大耋之嗟凶者」**阮校** 闕・監・毛本「大」上有「則」字。◎單疏本・廣

大本・足利八行本にも「則」字が有る。これが正しい。

九三は、日昃の離なり。缶を鼓ちて歌ふことをせざれば、則ち大耋の嗟あり、凶。

〔「嗟」は憂歎の辭なり。下（離）の終に處り、明は將に沒せんとするに在り、故に「日昃の離」と曰ふなり。明は將に終らんとするに在りて、若し之れを人に委ねず、志を養ひて爲す无くんば、則ち耋老に嗟有るに至り、凶なり、故に「缶を鼓ちて歌ふことをせざれば、則ち大耋の嗟あり、凶」と曰ふなり。〕

「疏」正義に曰はく、「日昃の離」とは、下（離）の終に處り、其の明は將に沒せんとす、故に「日昃の離」と云ふなり。

「缶を鼓ちて歌ふことをせざれば、則ち大耋の嗟あり、凶」とは、時に既に老耋すれば、當須に事を委ね人に任せ、自ら逸樂を取るべし。若し之れを人に委ねざれば、則ち是れ其の缶を鼓擊せずして歌を爲し、則ち大耋老耄に至りて咨嗟せん。何ぞ久長なるべけんや。凶なる所以なり。故に（象）に「日昃の離は、何ぞ久しかるべけんや」と云ふなり

象曰、「日昃之離」、何可久也。

象に曰はく、「日昃の離」は、何ぞ久しかるべけんや。

九四、突如其來如、焚如、死如、棄如。

〔處於明道始變之際、昏而始曉、沒而始出、故曰「突如其來如」。

其明始進、其炎始盛、故曰「焚如」。逼近至尊、履非其位、欲進其盛、以炎其上、命必不終、故曰「死如」。違離之義、无應无承、眾所不容、故曰「棄如」也。〕

〔疏〕「九四突如其來如焚如死如棄如」。

○正義曰、「突如其來如」者、四處始變之際、三爲始昏、四爲始曉。

三爲已沒、四爲始出、突然而至、忽然而來、故曰「突如其來如」也。

「焚如」者、逼近至尊、履非其位、欲進其盛、以焚炎其上、故云「焚如」也。「死如」者、既焚其上、命必不全、故云「死如」也。「棄如」者、違於離道、无應无承、眾所不容、故云「棄如」。是以象云「无所容也」。

九四は、突如として其れ來如、焚如、死如、棄如たり。

〔明道の始めて變ずるの際に處り、昏にして始めて曉け、沒して始めて出づ、故に「突如として其れ來如」と曰ふ。其の明始めて進み、其の炎始めて盛んなり、故に「焚如」と曰ふ。至尊に逼近し、履むこと其の位に非ず、其の盛んなるに進み、以て其の上を炎せんと欲するは、命は必ず終らず、故に「死如」と曰ふ。〔離〕の義に違ひ、應も無く承くるも無く、眾の容れざる所なり、故に「棄如」と曰ふなり。〕

〔疏〕「九四突如其來如焚如死如棄如」。

○正義に曰はく、「突如其來如」とは、四始めて變ずるの際に處り、三始めて昏と爲し、四始めて曉と爲し、三已に沒すと爲し、四始めて出づると爲し、突然として至り、忽然として來たる、故に「突如として其れ來如」と曰ふなり。

「焚如」は、至尊に逼近し、履むこと其の位に非ず、其の盛んなるに進み、以て其の上を焚炎せんと欲す、故に「焚如」と云ふなり。「死如」は、既に其の上を焚き、命は必ず全からず、故に「死如」と云ふなり。「棄如」は、〔離〕道に違ひ、應も無く承くるも無く、眾の容れざる所なり、故に「棄如」と云ふ。是を以て象に「容るる所无きなり」と云ふ。

象曰、「突如其來如」、无所容也。

象に曰はく、「突如として其れ來如」は、容るる所无きなり。

六五、出涕沱若。戚嗟若、吉。

〔履非其位、不勝所履。以柔乘剛、不能制下、下剛而進、將來害己、憂傷之深、至於沱嗟也。然所麗在尊、四爲逆首、憂傷至深、己、憂傷之深、所以出涕滂沱、憂戚而咨嗟、眾之所助、故乃沱嗟而獲吉也。〕

〔疏〕正義曰、「出涕沱若」者、履非其位、不勝其任、以柔乘剛、不能制下、下剛而進、將來害己、憂傷之深、所以出涕滂沱、憂戚而咨嗟也。「若」是語辭也。「吉」者、以所居在尊位、四爲逆首、己能憂傷

悲嗟、眾之所助、所以「吉」也。

六五、涕なみだを出だすこと沓たじやく若たり。戚うれひて嗟さしやく若たり、吉。

〔履むこと其の位に非ざれば、履む所に勝へず。柔を以て剛に乗り、下を制する能はず、下は剛にして進めば、將に來たりて己れを害はんとし、憂傷の深きこと、沓嗟に至るなり。然れども麗く所は尊に在り、四は逆首爲れば、憂傷は至りて深く、眾の助くる所なり、故に乃ち沓嗟して吉を獲るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「涕を出だすこと沓若たり」とは、履むこと其の位に非ざれば、其の任に勝へず、柔を以て剛に乗り、下を制する能はず、下は剛にして進めば、將に來たりて己れを害はんとし、憂傷の深きは、「涕を出だすこと沓若たり」て、憂戚して咨嗟する所以なり。「若」は是れ語辭なり。

〔吉〕とは、居る所は尊位に在るを以て、四は逆首爲りて、己れ能く憂傷悲嗟すれば、眾の助くる所なれば、「吉」なる所以なり。

象曰、六五之「吉」、離王公也。

〔疏〕正義曰、此釋「六五吉」義也。所以終得吉者、以其所居在五、離附於王公之位、被眾所助、故得吉也。五爲王位、而言公者、此連王而言公、取其便文以會韻也。

〔此釋六五吉義也〕**阮校** 閩・監・毛本同。錢本上有「象曰六五之吉離王公者」十字。◎十行本の段階での省略である。今はこのままとする。

象に曰はく、六五の「吉」は、王公を離るるなり。

〔疏〕正義に曰はく、此れ「六五吉」の義を釋するなり。終に吉を得る所以は、其の居る所五に在り、王公の位に離附し、眾の助くる所を被るを以て、故に吉を得るなり。五は王位爲るに、而も「公」と言ふは、此れ「王」に連ねて「公」を言ひ、其の便文を取りて以て韻を會すればなり。

上九、王用出征、有嘉折首。獲匪其醜。无咎。

〔離〕麗也。各得安其所麗、謂之「離」。處離之極、離道已成、則除其非類以去民害、「王用出征」之時也。故必「有嘉折首。獲匪其醜」、乃得「无咎」也。

〔疏〕正義曰、「王用出征」者、處離之極、離道既成、物皆親附、當除去其非類、以去民害、故「王用出征」也。「有嘉折首。獲匪其醜」者、以出征罪人、事必剋獲、故有嘉美之功。折斷罪人之首、獲得匪其醜類、乃得「无咎」也。若不出征除害、居在終極之地、則有咎也。

〔事必剋獲〕**阮校** 錢本・宋本同。閩・監・毛本「剋」作「克」。◎單疏本・廣大本・足利十行本は字に「剋」作る。

〔所斷罪人之首〕**阮校** 閩・監・毛本同。錢本・宋本「所」作「折」。◎單疏本・廣大本・足利十行本は字に「折」作る。これが正しい。

上九は、王用て出でて征し、嘉きこと有りて首を折く。其の醜に匪ざるを獲ふ。咎無し。

〔離〕は麗なり。各其の麗く所に安んずるを得る、之れを「離」

と謂ふ。〈離〉の極に處り、〈離〉道已に成れば、則ち其の非類を除きて以て民害を去り、「王用て出でて征す」るの時なり。故に必ず「嘉きこと有りて首を折く。其の醜に匪ざるを獲へ」て、乃て「咎无き」を得るなり。」

「疏」正義に曰はく、「王用て出でて征す」とは、〈離〉の極に處り、〈離〉道既に成り、物皆な親しみ附きたれば、當に其の非類を除去し、以て民害を去るべし、故に「王用て出でて征す」るなり。

「嘉きこと有りて首を折く。其の醜に匪ざるを獲ふ」とは、出でて罪人を征するを以て、事は必ず剋ちて獲ふ、故に嘉美の功有り。罪人の首を折斷し、其の醜類に匪ざるを獲得し、乃て「咎无き」を得るなり。若し出征して害を除くことをせず、居ること終極の地に在れば、則ち咎有るなり。

象曰、「王用出征」、以正邦也。

「疏」正義曰、釋「出征」之義。言所出征者、除去民害、以正邦國故也。

象に曰はく、「王用て出でて征す」るは、以て邦を正すなり。

「疏」正義に曰はく、「出征」の義を釋す。出でて征する所は、民害を除去し、以て邦國を正すが故を言ふなり。